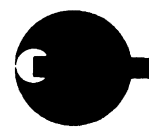


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

目次	ページ
《奈 例》	
○一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	一
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	一
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	一
《訓 令》	
○奈良県職員服務規程の一部改正(人事課)	一
○奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正(教育長訓令)	一
《人事委員会規則》	
○奈良県職員服務規程の一部改正(人事委員会規則)	一

公布された条例のあらまし

◇一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、同法の条項を引用する条文の整備を行ったこととした。

2 施行期日
平成十九年八月一日から施行することとした。

条 例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾
奈良県条例第十号

一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則
この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

訓 令

奈良県訓令第五号

各部 課室
各出先機関

奈良県職員服務規程(昭和三十六年三月奈良県訓令申第百五号)の一部を次のように改正し、平成十九年八月一日から施行する。
平成十九年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾
別表の八中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三十一日

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

奈良県人事委員会規則第三号

一 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
一 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十二条第二項第八号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

職員(の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三十一日

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

奈良県人事委員会規則第四号

職員(の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
職員(の育児休業等に関する規則(平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項及び第三項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則
この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

教育長訓令

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程(昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令

甲第一号の一部を次のように改正し、平成十九年八月一日から施行する。

平成十九年七月三十一日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一

第四条第二項第九号中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二二〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。